

日銀シス第 42 号
2021 年 2 月 12 日

当座勘定取引先
準備預り金取引先
日銀ネット利用金融機関等

御中

日 本 銀 行

「当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金を定める件」の一部改正に関する件

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステムにおいて、香港ドル即時クロス決済システムとのクロスボーダーDVPリンクに関する機能を追加することに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2021年4月1日から実施することとしましたので、通知します^(注)。

(注) 本件の概要は、「「日銀ネットの有効活用に向けた協議会」第20回会合の議事概要」別添2（日本銀行HP－業務上の事務連絡－日銀ネット関連－日銀ネットの有効活用に向けた協議会（<https://www5.boj.or.jp/bojnet/newbojnet/kyougikai.htm>））をご参照ください。

以 上

「当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金を定める件」中一部改正

○ 第1条を横線のとおり改める。

(趣旨)

第1条 この規程は、次の各号の規定その他に基づき、当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金について必要な事項を定める。

(1) }
∫ } 略(不変)
(32) }

(32) の 2 国債資金同時受渡(香港)関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則第11条

以下略(不変)

○ 別表を横線のとおり改める。

当座勘定取引、準備預り金取引および日銀ネットの利用に関する手数料および料金

手数料等の 区 分	納 付 対 象 事 務 処 理 等		納付基準および料率等	納付義務者	
	業務処理大区分等	項 目			
1. 手数料	(1) 当座勘定取引および準備預り金取引	略 (不変)		電文を送信した者	
	(2) } ∫ } (16) }	略 (不変)			
	(17) 国債 DVP (CBL)	イ、国債資金同時受渡 (香港) 依頼 (決済指示あり)	1 件につき		220 円
		ロ、国債資金同時受渡 (香港) 依頼 (決済指示なし)	1 件につき		20 円
		ハ、国債資金同時受渡 (香港) 依頼取消	1 件につき		40 円
		ニ、決済指示 (国債) (香港)	1 件につき		200 円
		ホ、検証結果不一致 (香港)	1 件につき		80 円
		ヘ、照会電文	1 件につき		20 円
(178) 業務共通	略 (不変)				
(189) (2) から (178) に共通するもの	略 (不変)				
略 (不変)					

(注) 1. }
2. } 略 (不変)
3. }

4. 1. (178)については、「振替依頼・内国為替 (同時決済口) 振替依頼人別内訳件数・金額」のみ。

5. 1. (189)については、利用先において運用上回避することが困難であるシステムエラー、システム規制中エラー、システム処理中エラー、件数上限超過エラーを除く。また、日銀ネット利用の開始日前のエラー処理を含むものとする。

以下略 (不変)